

○姫路市障害者福祉金条例

昭和46年4月1日

条例第3号

改正 昭和46年10月1日条例第36号

昭和48年4月1日条例第4号

昭和49年4月1日条例第12号

昭和50年4月1日条例第6号

昭和52年4月1日条例第16号

昭和54年3月28日条例第6号

平成3年3月25日条例第5号

平成11年3月30日条例第8号

平成13年6月29日条例第43号

平成15年3月26日条例第9号

平成17年12月20日条例第111号

(目的)

第1条 この条例は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）のために、福祉金を支給することにより、その生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者（身体に障害のある15歳未満の者につき、当該児童以外のものが、同法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた場合にあっては、当該児童）のうちその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級から4級までのものをいう。
- (2) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所により療育手帳の障害の程度がA又はB(1)と判定された者をいう。
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

(4) 援護 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に定める援護をいう。

(支給の要件)

第3条 福祉金は、引き続き市内に1年以上住所を有する障害者（本市以外の市町村（特別区を含む。）が行う援護の対象となる障害者を除く。）に支給する。

2 前項の規定を適用する場合において、市外に住所を有する障害者で本市が援護を行ったものについては、当該援護を行った期間は、市内に住所を有していたものとみなす。

3 第1項の規定により、福祉金を受けようとする場合において、障害者及び障害者と生計を一にする親族の前年における所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいう。）の額の合計額が規則で定める額を超えるときは、福祉金を受けることができないものとする。

(資格の認定)

第4条 前条の規定により、福祉金の支給を受けようとする者は、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。

(福祉金の額)

第5条 福祉金の額は、1年につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 身体障害者 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

障害の程度	金額
1級	30,000円
2級	23,000円
3級	15,000円
4級	10,000円

(2) 知的障害者 30,000円

(3) 精神障害者 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

障害の程度	金額
1級	30,000円
2級	23,000円
3級	15,000円

2 前項各号に掲げる区分の複数の区分に該当する者に係る福祉金の額は、その者が該当する各区分に応じた当該各号に定める額を合算した額とする。

(支給期間及び支給時期)

第6条 福祉金は、第4条の規定により受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から受給の事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 福祉金の支給については月割計算とし、毎年3月及び9月にそれぞれ当月分までを支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、福祉金の支給時期を変更することができる。

(支給の停止)

第7条 福祉金の支給を受けている場合において、障害者及び障害者と生計を一にする親族の所得につき第3条第3項に該当する事由が生じたときは、その年の4月から翌年3月までの間の支給期に係る福祉金は、支給しない。

(資格の消滅)

第8条 第4条の規定により受給資格の認定を受けた障害者(以下「受給資格者」という。)に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該受給資格者の受給資格は消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。ただし、本市が援護を行う場合を除く。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が福祉金の支給を適当でないと認めるとき。

(支給の特例)

第9条 受給資格者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき福祉金で、その支給を受けなかったものについては、その相続人(相続人が2人以上あるときは、その代表者)に支給する。

2 前項の場合において、相続人が受けるべき福祉金が、既に死亡した受給資格者名義の預金口座に振り込まれていたときは、当該福祉金は、相続人に支給されたものとみなす。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 福祉金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(福祉金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により福祉金の支給を受けた者がいるときは、その者に対し、既に支給した福祉金の全部又は一部を返還させるものとする。

(報告及び届出)

第12条 市長は、福祉金の支給に関し必要があると認めるときは、受給資格者その他の関係者に報告を求め、又は届け出させることができる。

(補則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和46年6月1日から同年7月末日までの間に受給資格の認定を申請し、第4条の認定を受けた者のうち第3条に規定する受給要件を同年4月1日までに備えているものの昭和46年分の年金については、第6条の規定にかかわらず、年金の支給期間は、同年4月から始まるものとする。

(4町の編入に伴う経過措置)

- 3 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日において編入前の当該各町の区域内に住所を有した者で、編入日以後も市内に住所を有するものについては、編入前の当該各町の区域内に引き続き住所を有していた期間を市内に引き続き住所を有していた期間とみなして第3条第1項の規定を適用する。

附 則(昭和46年10月1日条例第36号)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 昭和45年6月以後に受給資格者が死亡し、その者に代わって保護者となった者が、施行日前に新たな受給資格の認定を受けているときは、当該受給資格者は、この条例による改正後の姫路市交通遺児手当条例第10条、姫路市児童手当条例第10条及び姫路市心身障害者福祉年金条例第10条の規定による受給資格者とみなす。
- 3 この条例により改正前の条例の規定に基づき昭和45年9月、昭和46年3月及び同年9月に支払われた手当及び年金は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定によって支払われたものとみなす。

附 則(昭和48年4月1日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日条例第12号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行し、同年4月以降の分の年金から適用する。

附 則(昭和50年4月1日条例第6号)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行し、同年4月以降の分の福祉金から適用する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の姫路市心身障害者福祉年金条例の規定により年金の受給資格の認定を受けている者は、改正後の姫路市心身障害者福祉金条例に規定する福祉金の受給資格者とみなす。

附 則(昭和52年4月1日条例第16号)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の姫路市心身障害者福祉金条例第3条第1項第1号に該当しない者で、この条例の施行日前にこの条例による改正後の姫路市心身障害者福祉金条例第3条第1項に規定する支給要件を備えたものが昭和52年6月30日までに受給資格の認定を申請した場合には、第6条第1項の規定にかかわらず、同年4月から福祉金を支給するものとする。

附 則（昭和54年3月28日条例第6号）

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の姫路市心身障害者福祉金条例第3条第1項に該当しない者で、この条例施行の日前にこの条例による改正後の姫路市心身障害者福祉金条例第3条第1項に規定する要件を備えたものが、昭和54年6月30日までに受給資格の認定を申請し、第4条の認定を受けた場合には、第6条第1項の規定にかかわらず、同年4月から福祉金を支給するものとする。

附 則（平成3年3月25日条例第5号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市心身障害者福祉金条例第5条の規定は、平成3年4月以降の月分の福祉金について適用し、同月前の月分の福祉金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月30日条例第8号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の姫路市心身障害者福祉金条例第4条の規定により受給資格の認定を受けている者は、この条例による改正後の姫路市心身障害者福祉金条例第4条の規定により受給資格の認定を受けた者とみなす。

附 則（平成13年6月29日条例第43号）

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日条例第9号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に障害者の保護者が姫路市障害者福祉金条例第4条の規定により受給資格の認定を受けているときは、当該障害者は、この条例の施行の日に同条の規定により受給資格の認定を受けたものとみなす。

附 則（平成17年12月20日条例第111号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。